

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第126号

京都市土木事務所規則の一部を改正する規則

京都市土木事務所規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

事務所に次の職員を置く。

所長

事務係長

維持サービス係長

監理係長

占用係長

工事係長

その他の職員 若干人

第2条第2項中「担当課長,」を削る。

第3条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 3 担当課長補佐、係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

第4条ただし書を削る。

第6条中「, 担当課長」を削る。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)